

6 事故時の対応について

事故時の連絡について

連絡先

まずは、お申込み先の都道府県協会(P.54をご参照ください)にご連絡ください。

※ただし本社一括契約の場合は、申し込み先の都道府県協会または営業所所在地の協会にご連絡ください。

ご連絡いただく主な項目

- (1)いつ 事故発生年月日、時間
- (2)どこで 事故発生場所
- (3)だれが 事業者名、住所、電話番号、担当者名
- (4)どうなった 事故の内容
- (5)被害の内容・程度
 - ①対人事故の場合 被害者の住所氏名、人数、性別・年齢・職業、負傷の程度、収容された病院等
 - ②対物事故の場合 破損した物と所有者名、損害の程度、修理先工場名等

など

事故の連絡は、次ページの事故報告書をご利用ください。

当財団HP⇒  にもファイル形式でご用意しております。

- 保険事故または保険事故の原因となる不測かつ突発的な事故が発生した場合は、事業者の責任の有無に関わらず遅滞なく書面で都道府県協会または取扱代理店・幹事保険会社までご連絡ください。
 - 大切なのはすぐにご連絡いただくことです。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)により消滅しますのでご注意ください。
 - 保険の対象が盗取された場合および、盗難が発生した場合は、すみやかに所轄警察署に必ず届けてください。警察署への届出が無かった場合、盗難保険の保険金と動産総合保険の保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
 - サイバーリスク保険のサイバーセキュリティ事故対応費用についてはご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。
- 上記以外については、ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。
- ※示談交渉について
この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。
この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。
- ※賠償金額の決定等においては保険会社の同意が必要となります。保険会社の同意を得ないで、独自に示談締結をなされた場合、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ※裁判によって確定した損害賠償金のみならず、示談に基づく法律上の損害賠償金も支払い対象になります。
- ※日本国外にて発生した事故は補償されません。(ただし、労働災害総合補償特約(雇用関連賠償責任条項除く)については、海外出張者を補償の対象とします。また、個人情報漏えい賠償特約、及びサイバーオプションについては、日本国外で事故が発生した場合または日本国外で損害賠償請求がなされた場合も補償対象となります。)
- ※保険期間中に事故が発生した場合に限り、損害を補償します(雇用関連賠償責任条項個人情報漏えい賠償特約・サイバーオプションのうち賠償責任部分については、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り、損害を補償します。費用損害(訴訟対応費用を除きます。))については、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りします。)

【保険金請求の際のご注意】

損害賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

L P ガス事業者賠償責任保険制度 事故報告書

L P ガス事業者様⇒都道府県 L P ガス協会（財団支部）⇒保険会社＋財団本部

報告日2026年10月7日

報告者 LP太郎 様 (☐ 被保険者 ☐ 扱者 ☐ その他)	住所 東京都新宿区新宿1-26-1 メールアドレス lptaro@*****.co.jp 電話 03-****-1111
--	---

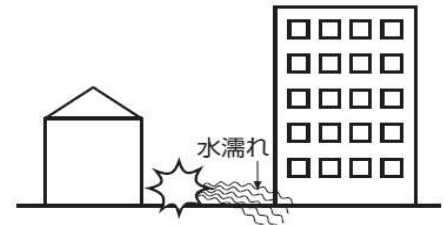
『事故の内容をお聞かせください』

保険種目 (該当に○)	LPガス賠償責任	販売事業者	受託認定保安機関	スタンド事業者	配送事業者
	スタンド保険オプション	自動車管理者賠償	盗難保険	店舗休業保険	動産総合保険
	特約	個人情報漏えい	総合賠償	労働災害総合	

事業者	名称	LPガス株式会社		事業所名	丸の内事務所		販売コード	
		県コード	地区コード	企業コード	販売所コード			
		13	10	1234	56			
	住所	〒000-0000 東京都新宿区新宿1-26-1					担当者名	
	Tel	03-****-1111		(配送事業者・受託事業者の場合) 委託販売事業者名:				

事故発生日	2026年10月7日（水） 午前・午後 11時30分頃						
事故発生場所	住所	東京都新宿区新宿					
	名称	〇〇株式会社					
	施設種類	住居・共同住宅・旅館等・料理飲食店・事務所・学校・病院・集会所・作業所 充填所・販売所・運搬中・その他()					
	事故LPガスの用途	業務用	供給状況	容器・貯槽・バルク	kg t	本	

被害者と損害区分	人身被害	被害者氏名	年令	男女	人身被害の区分	
					区分	傷害の程度・全治日数など
					死・ケガ	
	器物損害	建物・器物等	有・無	損害見込	500万円	建物・器物名称
車両損害		有・無	損害見込	円	車名	() 登録番号 ()

事故概要	事故様態⇒	<事故見取図> 								
	事故原因(区分)⇒									
	事故原因(概要)⇒									
	ポンペを搬送する際に水道管にポンペが当たり、損傷させた。									
	水濡れにより、隣のビルの地下店舗に水濡れ被害が発生した。									
官公庁届出	警察消防	新宿警察	担当官	千葉	届出人	LP太郎	届出日	2026年10月7日	受理番号	

協会名(支部名)	担当者名	協会受付日	受付者メールアドレス	協会電話番号
----------	------	-------	------------	--------

依頼事項	官公庁届出	再報告要	〇〇〇〇〇〇〇〇	依頼書類	書類発送	その他													
			無断示談禁止	付保開示禁止	社保切替	密接な連絡要	お見舞い	葬儀参列	保険金請求書	事故証明	示談書	示談金領収書	修理見積書	写真	領収書	診断書	治療費明細書	確認書	否・要 発送

『ご連絡ありがとうございました』

(注)賠償事故の場合には、保険会社の承諾前に「示談」を行わないようご注意ください。

ver2.3(2510)